

令和三年内閣府令第六十四号

児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）及び関係法令の規定を実施するため、内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令

卷之八

一 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十九条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十七条第一項

二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第一百四十三条第二項の規定により読み替えて適用される同法第一百二十八条第一項

第一条 この府令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年三月三一日内閣府令第三三三号）
この府令は、令和五年四月一日から施行する。

附見

十一

別記様式（本則関係）

別記様式（本則関係）

(第1面)

第 号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真		
氏 名			
生年月日	年	月	日生
年	月	日交付	
年	月	日限有効	
都道府県知事（市町村長・区長）印			

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする権限を有するものです。

(備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。

2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。

3 該当の有無の欄に、立入検査等をする権限を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。

4 記載する全員の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。

5 填写シート、参考資料を複数枚提出する場合は、